

はままつフルーツパーク時之栖 開園 30 周年記念ロゴマークデザイン募集要項

1. 趣旨

はままつフルーツパーク時之栖は、2026 年 10 月に開園 30 年を迎えます。一年を通してフルーツ狩りができる農業振興施設として市内外の皆さまにご来園いただいています。

この度、開園 30 周年を広く周知し、各種広報等に使用するロゴマークを募集します。

(参考) はままつフルーツパーク時之栖ホームページ (<https://hamamatsu-fp.co.jp>)

2. 実施者

浜松市（担当課：産業部農業水産課）・株式会社時之栖

3. 募集内容

はままつフルーツパーク時之栖 30 周年記念のロゴマーク

4. ロゴマークのデザインの条件

- (1) 「はままつフルーツパーク」又は「フルパ」の表記を必ず含めること。ひらがな・カタカナ・英字等は問いません。
- (2) 「30 周年」が明確にイメージできるデザインであること。
- (3) はままつフルーツパーク時之栖で収穫体験を行うことができる、以下のフルーツ等のいずれか、または複数をデザインに含めること。
イチゴ、モモ、ブドウ、ナシ、ミカン、リンゴ、ブルーベリー、キウイ、イチジク、カキ、バナナ、アケビ、ジャボチカバ、青パパイヤ、ウメ、サクランボ、スモモ、アーモンド、アラゲキクラゲ、シイタケ
- (4) 上記のフルーツ等を除く食物や料理をデザインに使用しないこと。
- (5) 提出は以下のいずれかとする。
 - ア 【推奨】応募フォームでのデータ提出：PNG、JPG、JPEG、GIF、HEIF、HEIC、PDF のいずれかの形式(10MB 以内)
 - イ 紙での提出：応募用紙に直接描画したもの
- (6) フルカラー・単色・モノクロでの使用や、拡大・縮小してもイメージが損なわれないデザインであること。紙で提出する場合も、この点に留意すること。
- (7) 応募者が独自にデザインした、国内外にて未発表のものであること。
※採用前に図柄デザインを公表した場合「未発表」ではなくなるおそれがあるため、ご注意ください。
- (8) データまたは写真で提出を行う場合は、作成したデータは審査が決定するまで保管し、必要に応じて浜松市へ提出すること。紙で提出した場合は、可能な限り同一のデザインを写真に収めておくなど、電子データとしても保管しておくこと。
- (9) 画像生成 AI の利用を行わないこと。
- (10) 次のアからカに掲げるいずれの要件にも該当しないものであること。
 - ア 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価

値を有するものその他ロゴマークとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。)

- イ 特定の企業の営利活動を目的とするもの
- ウ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- エ 他者の権利（知的財産権など）を侵すもの
- オ 公序良俗に反するおそれがあるもの
- カ 応募者が特定できる情報が入っているもの

5. 応募資格

プロ、アマチュアや年齢などの制限はありません。ただし、一人につき1作品の応募とします。複数の応募が確認された場合、最初に応募した作品を除いて無効とします。

6. 応募方法および期間

(1) 応募方法

- **応募フォームでの提出（推奨）**

応募フォームに必要事項をすべてご記入の上、ご提出ください。前述の形式およびサイズを満たしている場合、スマートフォンで撮影されたロゴマークの写真データによる応募も可能です。

- **※ 応募フォーム URL・二次元コード**

<https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/furuitspark-30th-logo>



- **応募用紙の提出**

応募用紙の裏面にロゴマークのデザインおよび応募者情報を記入の上、下記まで郵送または持込みにて提出してください。電子データを記録した媒体の受け取りは行いません。

【送付・持込み先】

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市役所本館 6階 農業水産課「フルパ30thロゴ係」宛

(2) 提出期間

- 応募フォームによる提出期間は2026年4月15日（水）0時00分から2026年5月31日（日）23時59分まで
- 郵送による提出期間は2026年4月15日（水）から2026年5月29日（金）必着
- 持込みによる提出期間は2026年4月15日（水）8時30分から2026年5月29日（金）17時00分まで

7. 賞および副賞

最優秀賞（採用作品 1 点）

副賞：フルーツ定期便（フルーツパークで収穫した旬のフルーツ 7 種を 7 回に分けてお届けします）

※ フルーツの種類やお届けの時期は、収穫状況に応じます。

優秀賞（最大 2 点）

副賞：時之栖オリジナル商品 詰め合せ（2 種から選択）

A 時之栖オリジナル ビール・ワインセット

B 時之栖オリジナル ジュース・ジャムセット

※ 当選者が 20 歳未満の場合は、B とさせていただきます。

サンクスギフト賞※（最大 5 名） フルーツパーク ペア入園券

※ サンクスギフト賞は、本要綱のデザインの条件、応募資格等を満たした応募者の中から抽選で 5 名の方を当選者として決定します。

8. 審査・選考

浜松市および株式会社時之栖（以下、「市等」という。）にて候補作品を最大 3 点選出し、その中からグランプリ（採用作品）1 点を決定します。

9. 結果発表

グランプリおよび時之栖ギフト賞を受賞した作品は、浜松市公式ホームページおよび、はままつフルーツパーク時之栖のホームページ等にて公表（報告）します。前述の各賞を受賞した応募者にはインターネットメール等で連絡します。その他の応募者には個別の連絡はしません。

10. ロゴマークの活用

- (1) はままつフルーツパーク時之栖に関連する印刷物、ホームページ等で使用します。
- (2) はままつフルーツパーク時之栖に関連して実施する各種イベントにおいて使用します。
- (3) その他、関連グッズの製作などにおいてロゴマークを使用する場合があります。

11. 著作権等に関する事項

- (1) 浜松市は、浜松市情報公開条例等の規定による請求がなされた場合には、応募作品並びに応募フォームや応募用紙に記入した内容について、応募者への事前の通知を要することなく第三者に開示することができることとします。
- (2) すべての応募作品並びに作品提出時に記載した内容については、市等が要約や抜粋などの修正を行えるとともに、市等のホームページおよび、はままつフルーツパーク時之栖に関する広報活動等で自由に公開できるものとします。なお、大幅な修正が必要な場合は応募者と協議するものとします。
- (3) ロゴマークに採用された作品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利を市等に無償で譲渡することとします。また、採用作品の応募者は、採用作品について著作者人格権を行使しないものとします。ただし、著作権が譲渡された後、

応募者がロゴマークに採用されたことを実績として示す場合に限り使用可能とします。

- (4) 採用作品が他者の権利を侵害することが判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても採用を取り消すものとします。その場合、贈呈済みの副賞は株式会社時之栖に返還することとします。
- (5) 前項に記載する採用の取消に伴い、応募者が受けた損失・損害等に対して、市等は一切の責任を負いません。

1 2. 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報は適正に管理し、応募書類に係る問い合わせ、選考結果等の通知、その他本事業に係る各種事務の履行に必要と思われる事項のために使用し、法令等に基づき提示を求められた場合を除き、それ以外の目的では使用しません。
- (2) 応募作品の公表や展示において、氏名および年齢を公表します。

1 3. その他留意事項

- (1) 応募作品の作成や応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募内容に不備がある場合や、応募者へ連絡が取れない場合は、不採用とさせていただきます。
- (3) 受賞の有無にかかわらず、応募された作品は、はままつフルーツパーク時之栖内や浜松市が有する施設等で展示を行う可能性があります。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補正・修正等（文字の付加を含む）を加える場合があります。
- (5) 他の応募者や応募作品についての情報提供の依頼や、審査結果に関する問合せには応じません。
- (6) 第三者から知的財産権に係る権利侵害等の主張がなされた場合、その解決は全て応募者の責任において対応することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (7) その他、ロゴマークを使用するにあたり疑義が生じる場合は、市等と応募者で協議の上決定するものとします。

1 4. 問合せ先

浜松市 産業部 農業水産課

住所：浜松市中央区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階

電話番号：053-457-2328 担当：西田

メールアドレス：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp